

航空機部品（輸入）共通仕様書

昭和35年 7月 6日制定

海上幕僚監部

装備部航空機課

変 更 記 録

昭和35年	7月	6日	制 定
昭和37年	7月	3日	第1次改定
昭和51年	6月	14日	第2次改定
昭和56年	5月	1日	第3次改定
昭和63年	6月	13日	第4次改定
平成 3年	7月	23日	第5次改定
平成14年	5月	16日	第6次改定
平成21年	7月	3日	第7次改定

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	種類	3
1.4	引用文書	3
2	製品に関する要求	4
2.1	一般的要求事項	4
2.1.1	製品の表示	4
2.2	エイジ・コントロール	4
2.3	品質的事項	5
2.3.1	ファクトリニュー	5
2.3.2	サープラスニュー	5
2.3.3	サープラスユーズド	6
3	品質保証	6
3.1	製品検査	6
3.2	検査の項目	6
3.2.1	書類審査	6
3.2.2	外観検査	6
3.2.3	寸法検査	6
3.2.4	機能検査	7
3.2.5	被破壊検査	7
3.2.6	包装検査	7
3.3	検査の基準	7
3.4	検査の方法	7

3.4.1	ファクトリニュー	7
3.4.2	サープラス品	8
3.5	監督・検査	8
4	出荷条件	8
4.1	納入条件	8
4.2	包装の基準	8
5	その他の指示	8
5.1	官給品	8
5.1.1	官給品	8
5.1.2	官給品の取扱等	9
5.1.3	官給品の返還	9
5.2	部品番号等の変更	9
5.3	工業所有権等	9
5.4	技術変更等の情報提供	9
5.5	提出書類	10

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHP-V-51030-7
名称	航空機部品(輸入) 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	S35. 7. 6
		改正年月日	H21. 7. 3
		単位	
		海上幕僚監部装備部航空機課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊が使用する装備品等及びその構成品並びにそれらの部品、材料で輸入調達するもの（以下、輸入品という。）の調達に適用する一般的共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語は、引用文書によるほか、次による。ただし、米国以外から輸入する場合には、この仕様書において規定するF A A等に関する事項について、F A Aを当該輸出国におけるこれと同等の政府機関と読み替えるものとする。

- a) **F A A (FEDERAL AVIATION ADMINISTRATION)** 米国における民間航空に関する各種の行政指導監督及びこれに伴う検査業務を担当する機関をいう。
- b) **標準部品** いかなる工業所有権法上の制約を受けることもなく、公共規格を用いて自由に製造及び販売することができる部品をいう。
- c) **機能部品** 部品のうちそれ自体で基本的な機能を発揮することができ、ベンチテスト（機能部品を航空機に装着するのに先立ち、特殊架台に取り付けて実施する試験）等によりその機能、特性が判定できるものをいう。
- d) **キュアリング (Curing : 加硫)** 合成ゴムの部品及び材料(以下、合成ゴム部品等という。)を製造又は修理する過程における加硫をいう。
- e) **エイジ・コントロール (Age Control : 期限統制)** キュアリング、組立、検査等を行った日から使用されるまでの間、品質が劣化するおそれがある特定の品目について、要求される特性を保証させるため最大の期間を設定することをいう。
- f) **認定製造業者** 当該部品について、それぞれの品目別に主契約業者 (PRIM CONTRACTOR) として製造又は修理することを政府機関によって認可又は承認されている業者をいう。

- g) **公認製造業者** F A Aによって型式証明された品目の修理及び当該品目の修理交換部品を製作するため、F A Aの許可を受けた業者をいう。
- h) **ファクトリニュー** 認定製造業者、公認製造業者又はこれらの製造業者から製造を認可された製造業者が製造し、当該製造業者の検査に合格した未使用の新製品をいう。ただし、構成部品等で MIL-STD-1523 に定める許容期限を経過したもの又は技術変更を要するものが当該製造業者によって整備、改修され、所定の検査に合格した場合を含む。
- i) **サープラス品** ファクトリニューと同一条件で製造され、当該製造業者が販売業者に引き渡したものをいい、サープラスニュー及びサープラスユーズドに区分する。通常、この場合の販売業者をサープラス品販売業者という。
- j) **サープラスニュー** サープラス品のうち未使用のものをいう。ただし、MIL-STD-1523 に定める許容期限を経過したもの又は技術変更を要するものが認定製造業者又は公認製造業者によって整備、改修され、当該製造業者所定の検査に合格したものを含む。
- k) **サープラスユーズド** サープラス品のうち使用されたことのあるものが、外国政府機関又は当該製造業者の定めた技術基準に基づく所要の点検、修理等が行われ、かつ、検査に合格したものをいう。

なお、未使用の機能部品及び組部品から取り出した子部品については、理由のいかんにかかわらずサープラスユーズドとする。
- l) **証明書等** 輸入品が所定の検査に合格し、品質が保証されたものであることを証明する検査合格書、検査成績書、検査合格タグ、検査合格ラベル及び耐空性証明書をいう。
- m) **検査成績書** 製造又は修理業者が品質を保証するために品目ごとに定められた検査項目について、規格値と検査成績等を記入した書類をいう。
- n) **検査合格書** 製造又は修理業者が品質を保証するため検査に合格していることを証明する書類をいう。
- o) **検査合格タグ** 製造又は修理業者の定める検査員又はF A A検査官等が各自の権限内の品目について行った検査に合格したことを証明するタグをいう。
- p) **検査合格ラベル** 製造又は修理業者が保証するために現品に印刷又は貼付して検査に合格していることを示すラベルをいう。
- q) **F A A検査官等** F A Aの定める耐空性基準等に基づく検査を行い、耐空性証明を発行する等の業務を執行する権限を付与された者を総称していい、F A Aから直接権限を付与された検査官とF A Aの承認を得た製造業者が与えられた責任と権限に基づき、その一部の権限の

執行を委任している検査員とに大別される。

- 1) **FAA検査官** FAA職員で、FAAから前記資格を与えられた者をいう。
- 2) **DMCR (DESIGNATED MANUFACTURES CERTIFICATION REPRESENTATIVE)** 小型機のDESIGNATED OPTION SYSTEMの設定されている製造業者の設計製作責任者のうち、FAAから前記資格を与えられた者をいう。
- 3) **DMIR (DESIGNATED MANUFACTURES INSPECTION REPRESENTATIVE)** 製造業者の従業員のうち、FAAから前記資格を与えられ、FAAの一般監督を受けて業務を執行する者をいう。
- r) **EAAP (EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES)** 輸出品に対し、輸出耐空性証明を発行する業務の細部手続きを規定した手順書をいう。
- s) **FAA FORM (耐空性証明)** EAAP AC21-2 の規定に基づき、FAA検査官等が発行する耐空性証明書等をいう。
- t) **製造図面等** 製造図面及び同図面に引用される仕様書、規格等をいう。
- u) **契約担当官等** 契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理並びに支出負担行為担当官の代行機関及び分任支出負担行為担当官代理の代行機関をいう。
- v) **調達部長等** 地方防衛局調達部長、支局長又は事務所長をいう。
- w) **類別原資料** 物品の補給管理業務を有効的確に実施するため、物品の特性、性能、形状、用途等を一定の基準に従って、分類、識別して当該物品に係る品目名及び物品番号などの識別元を設定するための基礎資料を記載したものに、記入事項を確認できる会社の図面、仕様書、規格、カタログ等を添付したものをいう。
- x) **物品番号 (STOCK NUMBER)** 防衛省が定めた品目識別のための番号をいう。

1.3 種類

輸入品を調達上、次の3種類に分類し、個別仕様書によりその種類を指定するものとする。ただし、サープラスニューの指定に対してはファクトリニューを、サープラスユーズドの指定に対してはファクトリニュー又はサープラスニューを納入することは差し支えないものとする。

- a) ファクトリニュー
- b) サープラスニュー
- c) サープラスユーズド

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後、引用文書に改定があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

a) 規格

MIL-STD-1523 AGE CONTROL OF AGE-SENSITIVE ELASTOMERIC MATERIAL

b) 仕様書

MHP-V-56016 航空機等輸入品検査共通仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

c) 法令等

航空機部品の契約履行中における部品番号等の変更に関する事務処理要領（装備本部達第 39 号。18. 7. 31）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第 2072 号。18. 12. 27）

d) その他

EAAP AC21-2 EXPORT AIRWORTHINESS APPROVAL PROCEDURES

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

2.1.1 製品の表示

輸入品は、次に示す表示を行うものとする。ただし、小物部品等で一品ごとに表示することが困難と認められるものは、単位包装ごとに表示することができる。

- a) 部品番号 : 全ての部品
- b) 品名 : 機能部品及び主組立部品
- c) 製造業者名 : 機能部品及び主組立部品
- d) 製造番号 : 機能部品及び主組立部品
- e) 製造年月日 : 機能部品及び主組立部品

2.2 エイジ・コントロール

- a) 輸入品のうち、MIL-STD-1523 で定める合成ゴム部品等については、当該規定に基づき、エイジ・コントロールを実施するものとする。

なお、規格でいう納入時とは、完成検査（完成検査の行われない場合は受領検査）合格時とする。

- b) 米国以外から輸入する部品で MIL-STD-1523 によれない場合は、当該国の規格又は同等規格に準拠して、当該部品の製造会社が定めた規格によることができる。〔例：英国の規格－英国航空局の承認を得て英国航空工業会が定めた規格 R S 6 1 2 又は R S 6 1 3〕

2.3 品質的事項

輸入品は、個別仕様書に指定する種類に応じ、次の要求を満足するものでなければならない。

2.3.1 ファクトリニュー

ファクトリニューは、次によるものとする。

- a) 1.2.8 の条件を満足するものでなければならない。
- b) 当該部品の認定製造業者、公認製造業者又はこれの製造業者から製造を許可された製造業者によって製造されたもので、個別仕様書で指定された部品番号に対応する製造図面等の要求事項又は物品番号に対応するストックリスト及び規格等の要求事項をすべて満足するものとする。
- c) 輸入品には、個別仕様書で特に指定した場合を除き、原則として次に示す証明書等を添付するものとする。ただし、検査合格書は、コピーを検査官に提示することによって添付を省略することができる。

なお、検査合格書の無い場合は、理由を明らかにする書類を提示するものとする。

- 1) 検査成績書
 - 2) 耐空性証明書
 - 3) 検査合格書
 - 4) 検査合格タグ
 - 5) 検査合格ラベル
- d) 前 c) に示す証明書等について、当該品目が標準部品等のため輸出国における一般商習慣により又は販売体系等の状態により入手可能である場合は、ディストリビュータ、子会社等（以下、ディストリビュータ等という。）により、当該品目が個別仕様書の要求に合致していることを保証するため発行された証明書をもってこれにかえることができる。

なお、この場合当該品目の製造業者とディストリビュータ等との関係を明らかにする書類を提示するものとする。

2.3.2 サープラスニュー

サープラスニューは、次によるものとする。

- a) 1.2.10 及び 2.3.1 b) の要求を満足するものとする。

- b) 2.3.1 c)の要求を満足するものとする。ただし、当該証明書等の入手が不可能な場合は、サープラス品販売業者により当該品目が仕様書の要求を満足していることを保証する証明書を添付するものとする。

2.3.3 サープラスユーズド

サープラスユーズドは、次によるものとする。

- a) 1.2.11 及び 2.3.1 b)の要求を満足するものとする。
b) 2.3.2 b)を満足するものとする。

3 品質保証

3.1 製品検査

契約の相手方は、官が実施する検査に先立ち、個別仕様書で特に指定した場合を除き、3.2～3.4の規定に従ってあらかじめ社内検査（装備品等の国内製造業者、防衛省の定める外注修理契約予定相手方工場又はその他の下請負業者において行う検査を含む。）を実施し、当該検査成績書を準備しておくものとする。この場合、航空機等の輸入品については、特に MHP-V-56016 に基づく適切な検査体系により実施するものとする。

3.2 検査の項目

3.2.1 書類審査

契約の相手方は、次により書類審査を実施するものとする。

- a) 輸出国業者が発行した INVOICE に記載された品名、部品番号及び数量等が個別仕様書の要求事項を満足していることを確認するものとする。
b) 証明書等若しくは輸入品が当該製造図面等又は規格等の要求事項を満足していることを証明する書類が添付されていることを確認するものとする。

3.2.2 外観検査

契約の相手方は、次により外観検査を実施するものとする。

- a) 輸入品が 2.2 のエイジコントロールに関する要求を満足していることを確認するものとする。
b) 輸入品の仕上げ、構造、防錆処理、塗装、打きず、加工不良、未加工、欠品、加工きず、輸送取扱不良等による破損等及び外観上の異常の有無を目視により確認するものとする。ただし、金属容器に収納され使用時まで開缶を禁じられている品目については、外観に著しい欠陥が認められる場合以外は、原則として開缶しないものとする。

3.2.3 寸法検査

契約の相手方は、輸入品の互換性に影響する主要寸法が製造図面等又は規格等の要求を満足していることを確認するものとする。

3.2.4 機能検査

契約の相手方は、輸入品の機能的特性がそれぞれの要求を満足していることを確認するため当該品目の製造又は修理に適用される製造図面等又は規格等の完成品検査項目に従って試験又は検査を実施するものとする。

3.2.5 非破壊検査等

契約の相手方は、輸入品の当該部品番号に対応する製造図面等又は規格等に非破壊検査、破壊検査及び硬度検査（以下、非破壊検査等という。）の要求がある場合、当該製造図面等又は規格等に基づき所定の検査を実施し、それぞれの要求を満足していることを確認するものとする。

3.2.6 包装検査

契約の相手方は、輸入品の包装が4.2の要求を満足していることを確認するものとする。

3.3 検査の基準

検査の基準は、次によるものとする。

- a) ファクトリニュー及びサープラスニューに対する検査は、製造図面等を基準として実施するものとする。ただし、当該製造図面等がない場合は、規格等により実施するものとする。
- b) 3.2 に定める検査項目のうち、該当するすべての項目について、装備品等の国内製造会社又は防衛省の定める外注修理契約予定相手方工場において検査を実施するものとする。
- c) サープラスニューズドに対する検査の基準は、原則として規格等を適応するものとする。
- d) 契約の相手方は、寸法検査、機能検査又は非破壊検査等に必要な設備、製造図面等又は規格等がなく当該検査が実施不可能な場合は、当該検査を担当する工場が発行する理由を付した書類を調達部長等に提出し承認を得たのち、当該検査の実施を省略することができる。
なお、契約の相手方は、当該検査の実施を省略した場合は、前記理由書を要求元担当課長へ通知するものとする。
- e) 契約の相手方は、製造図面等又は規格等の機能検査実施項目のうち、当該検査の実施に長期間を必要とする項目及び破壊を伴う項目については、契約担当官等を経由して要求元と協議するものとする。

3.4 検査の方法

3.4.1 ファクトリニュー

- a) 書類審査及び外観検査は、原則として全数検査を実施するものとする。ただし、外観検査に

については、輸入品の種類、数量又は過去の輸入品の状況等を勘案し、検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。

- b) 寸法検査、機能検査及び非破壊検査等は、個別仕様書で指定した品目について実施するものとし、個別仕様書で特に指定した品目を除き、検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。なお、機能検査のみ指定した品目については、寸法検査も併せて実施するものとする。

3.4.2 サープラス品

- a) 3.2 で定める検査項目のうち、機能検査及び非破壊検査等を除く検査のみ実施する場合は、3.3 b)に定める以外の工場等において実施できるものとする。
- b) サープラスニューに対する書類審査及び外観検査は、全数検査を行うものとするが、寸法検査、機能検査、非破壊検査等は、個別仕様書で特に指定した場合を除き、検査官と協議のうえ抜取検査によることができる。
- c) サープラスユーズドに対する検査は、3.2 に定める検査項目のうち、該当するすべての項目について全数検査を行うものとする。

3.5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 出荷条件

4.1 納入条件

輸入品は、完成検査（完成検査の行われない場合は、受領検査）の日からさかのぼって1年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものであり、当該検査時までに必要な改修等が完了しているものでなければならない。

4.2 包装の基準

- a) 包装の基準は、MHP-V-62010 に示すもののほか、個別仕様書によるものとする。ただし、包装に際しては輸出業者の包装材料の状態に応じ極力再使用するものとし、再包装要領については調達部長等の承認を得るものとする。
- b) 前 a) の適用については、P I F の提出及び包装単位についての適用を除外する。

5 その他の指示

5.1 官給品

5.1.1 官給品

官給品は、個別仕様書のとおりとする。

5.1.2 官給品の取扱等

- a) 官給品の取扱いは、**補本装補第 2072 号**に定めるところによる。
- b) 契約の相手方は、官給希望時期の 1 か月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 官給予定品は、契約の相手方の申請書受理後、官給可能品目について、1 か月以内に官給する。
- d) 官給品の官給場所は、原則として契約の相手方工場とする。

5.1.3 官給品の返還

契約の相手方は、監督官等の確認を得て次により、官給品を返還するものとする。

- a) 官給品のうち使用可能品は、所要の防錆及び包装を行うものとする。
- b) 官給品のうち要修理品は、必要かつ最小限度の防錆処置を行い、返還先補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最小限度の包装を行うものとする。
- c) 返還に必要な梱包容器は、原則として官給品を使用するものとし、要すれば監督官等の確認を得て修理を実施するものとする。
- d) 返還の場所は、原則として官給した契約の相手方工場とする。

5.2 部品番号等の変更

- a) 輸入品のうち、次のいずれかに該当する場合は、当該品目の部品番号等を**装備本部達第 39 号**により処理することができる。
 - 1) 部品番号等の明らかな誤字及び脱字の訂正
 - 2) 止むを得ない理由による部品の改造又は代替部品等への変更
 - 3) 互換性品目内の変更（この場合には互換性を証明する当該製造業者の証拠書類を添付しなければならない。）
- b) 個別仕様書で調達品目に旧部品番号を特に指定した品目については、変更しないものとする。

5.3 工業所有権等

輸入品に係る工業所有権及び販売権に関する紛争は、あくまで契約の相手方自身の責任において処理するものとする。ただし、販売権については、官及び契約の相手方ともに尊重することに留意するものとする。

5.4 技術変更等の情報提供

契約の相手方は、契約履行中の輸入品に対する技術変更等の情報入手に努め、これを入手した場合には速やかに順序を経て要求元へ提出するものとする。

5.5 提出書類

5.5.1 契約の相手方は、輸入品のうち個別仕様書で指定した品目については、次の書類を個別仕様書の要求により提出するものとする。

- a) 類別原資料
- b) 技術刊行物（取扱説明書等）

5.5.2 契約の相手方は、輸入品のうち次に示す品目を納入する場合は、当該品目の履歴を明記した文書を添付するものとする。

- a) エンジン本体
- b) プロペラ
- c) APU及びAPP
- d) その他個別仕様書に指定されたもの。